
地域脱炭素化促進区域に係る 配慮基準について

令和4年（2022年）8月12日（金）

第2回北海道環境審議会



1. はじめに	…	2
2. 地域脱炭素化促進事業について	…	3
3. 前回の環境審議会から明らかになった事項（省令・マニュアル）	…	12
4. 審議の進め方について	…	23

本日の趣旨

本日は、地域脱炭素化促進区域にかかる配慮基準について、改めて委員の皆様のご意見等を踏まえた、地域脱炭素化促進事業制度についての説明、本年4月に明らかになった環境省令、環境省マニュアルの概要説明をさせていただきます。今後の進め方についてご報告させていただきます。

2. 地域脱炭素化促進事業について

2. 地域脱炭素化促進事業について (1)

2-1. これまでの経緯

年月日	国	北海道
R3.5.26	[地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律の成立] ・カーボンニュートラル宣言を踏まえた基本理念の位置付けと地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進するために計画・認定制度等を創設	(当資料では、北海道環境審議会を親会、北海道環境審議会地球温暖化対策部会を温対部会という。)
R3.10.15	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;"> [地域脱炭素に向けた改正地球温暖化対策推進法の施行に関する検討会] (R3.9~R3.12に省令案やマニュアル案を国が議論) </div>	[R3年度第2回親会] ・国の新たな温室効果ガス削減目標や地球温暖化対策推進法改正などを踏まえた計画の見直しについて諮問
R3.10.25		[R3年度第1回温対部会] ・地域脱炭素促進区域に係る制度概要、国検討状況(環境配慮基準に係る省令案等)等の説明
R3.12.27		[R3年度第3回温対部会]
R4.1.26		[R3年度第3回親会] ・地域脱炭素化促進区域の設定にあたって配慮すべき基準の審議の取り扱いについて、関係する省令、マニュアルの公表後、審議することを確認
R4.4.1	[基準を定める省令の公布] ・地域脱炭素化促進区域の設定にあたって配慮すべき基準に関する環境省令の公布	
R4.4.25	[地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(地域脱炭素化促進事業編)(以下マニュアルという。)の公表] ・地域脱炭素化促進事業に関する取組を実施する際に参照するマニュアルの公表	
同日	[地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック(第1版)の公表] ・マニュアルの具体的な解説・事例、実務的な手順の例としてハンドブックの公表	
R4.6.1		[R4年度第1回温対部会]
R4.7.1		[R4年度第2回温対部会]

2. 地域脱炭素化促進事業について（2）

2-2. 主なご意見及びご質問

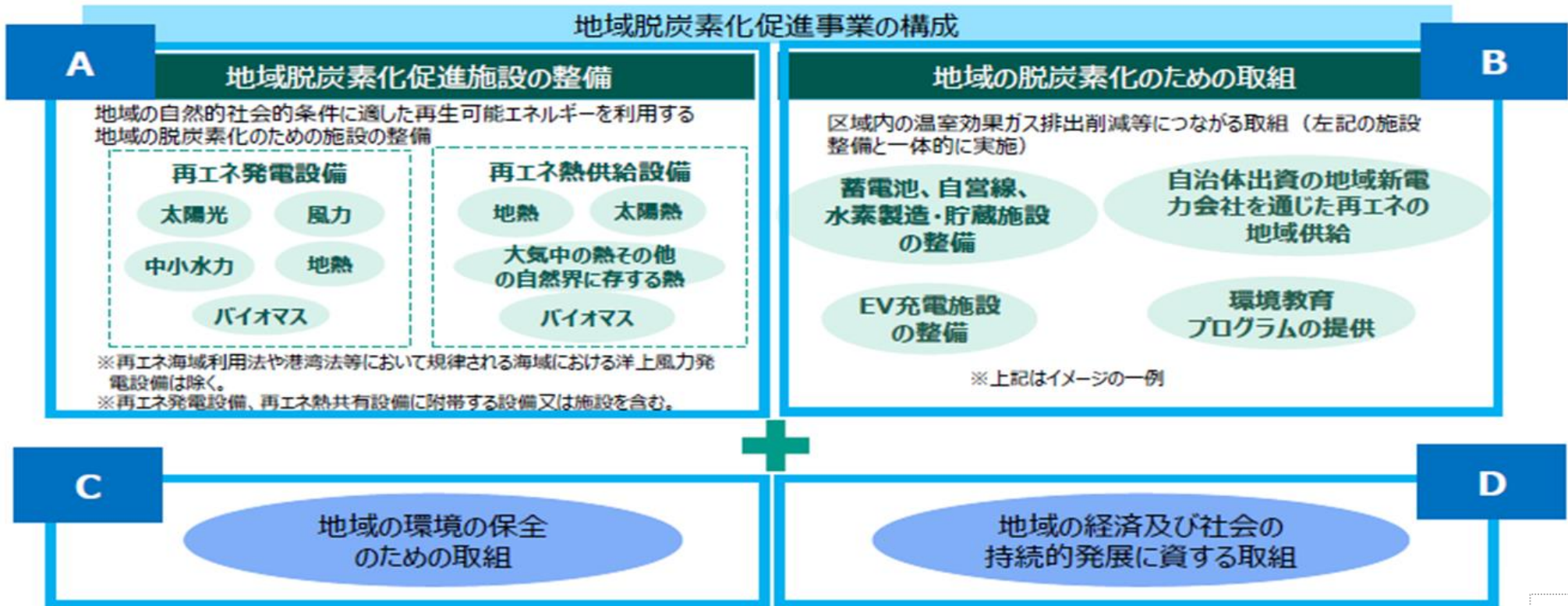
地域脱炭素化促進事業制度について、令和4年度第2回温対部会までにいただいた主なご意見及びご質問の一覧。

No.	分類	ご意見等の内容
1	制度の内容	地域脱炭素化促進事業制度の確認が必要
2		地域脱炭素化促進事業制度は、再生可能エネルギーの導入手続を簡略化して促進する制度なのか、地域への貢献や地域課題を考えるものか教えてほしい
3	住民の意見	地域住民の意見を吸い上げる場がないのは問題
4	住民への周知	配慮書の省略は、地域住民への周知が遅れ、地域住民が知るタイミングが事後的になってしまうのではないかと懸念
5	協議会の開催	協議会は特段の理由がない限りは原則公開とし、多くのステークホルダーが傍聴可能となるようにした方が良いのではないか
6	有識者	環境配慮の確認に際して、町村では情報が十分に準備できず、自然環境等の有識者が存在しない等が懸念
7	ワンストップ窓口	ワンストップ化に関する行政手続は、環境省等国と市町村だけで行われる手続のことか
8	環境影響の評価	事務手続の効率化により、環境影響評価が拙速に行われることはないか

2-3. 地域脱炭素化促進事業

「地域脱炭素化促進事業」とは、環境に配慮し、地域に貢献する再生可能エネルギー事業の導入を、円滑な地域合意形成を経て促進するポジティブゾーニングの仕組みで、以下のとおりに定義。

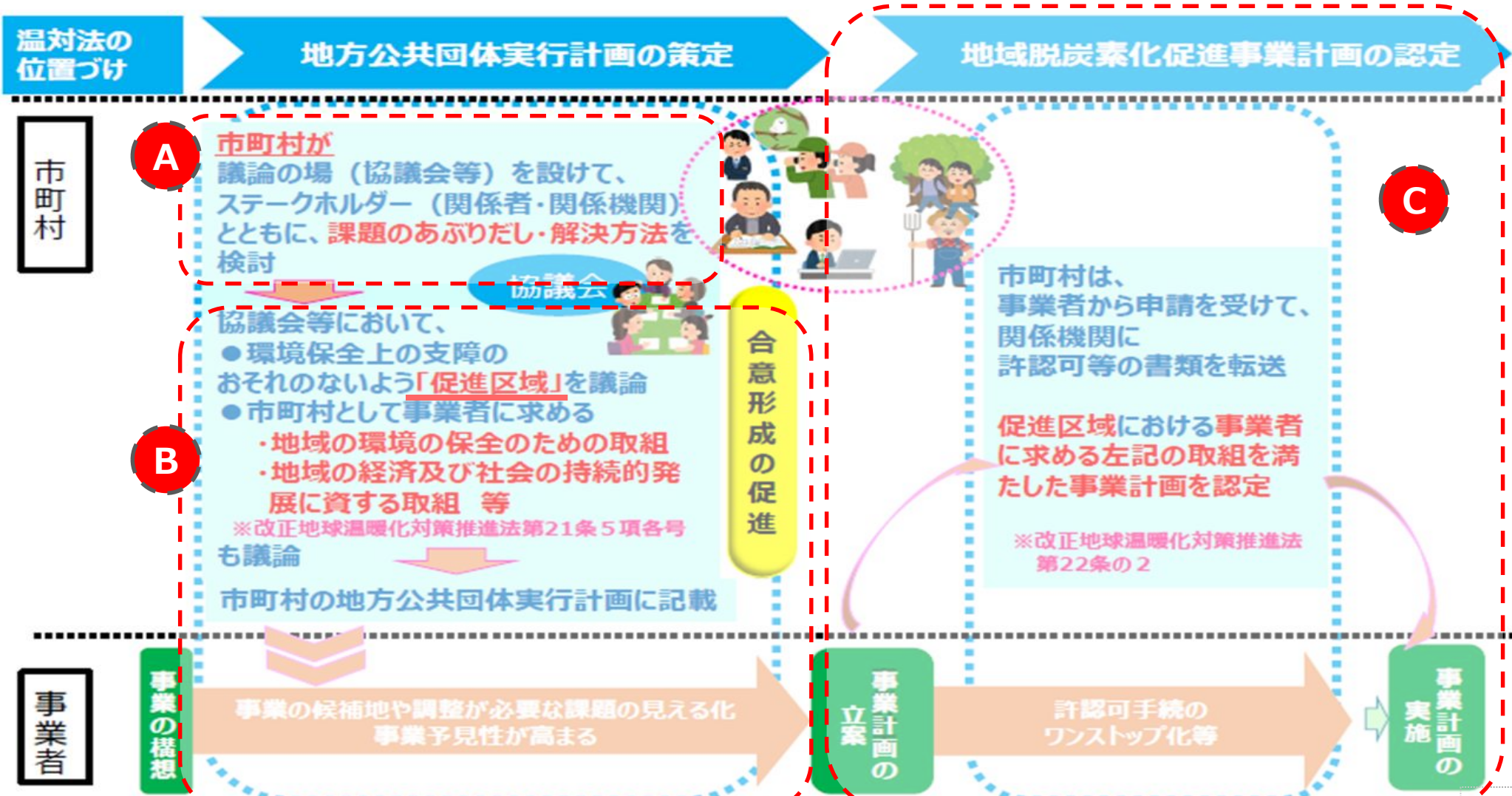
- 改正地球温暖化対策推進法においては、再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設（「地域脱炭素化促進施設」）の整備及びその他の「地域の脱炭素化のための取組」を一体的に行う事業であって、「地域の環境の保全のための取組」及び「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」を併せて行うものを、「地域脱炭素化促進事業」として定義(第2条第6項)。
- 「地域脱炭素化促進事業」は、下記A～Dの4つの要素（取組）から構成される。



2. 地域脱炭素化促進事業について（4）

2-4. 地域脱炭素化促進事業の流れ

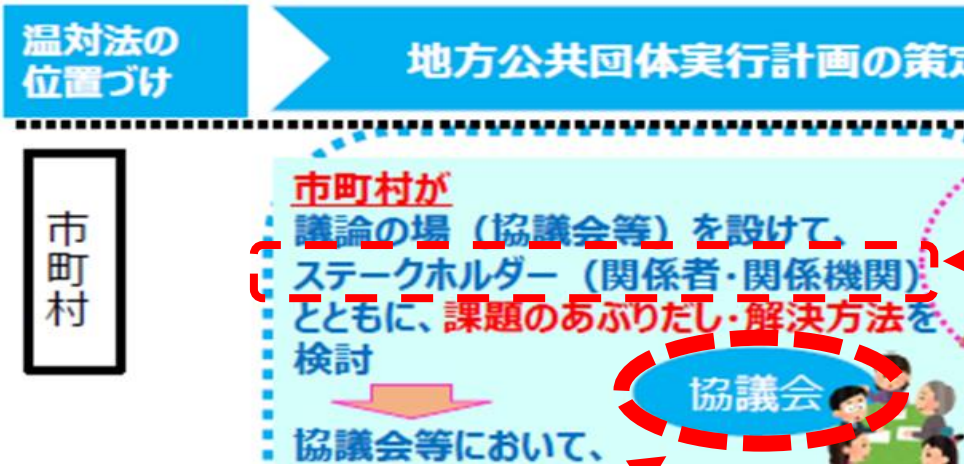
地域脱炭素化促進事業制度は、地域住民等と合意形成を図りつつ、地域に裨益し、環境に配慮された状態で、再生可能エネルギーの導入を促進することが可能。



2. 地域脱炭素化促進事業について（5）

2-4. 地域脱炭素化促進事業の流れ（A：協議会の運営）

A 協議会は、開催を事前公表して地域住民等に周知し、地域の住民団体や地域コミュニティの代表者等が参加して公開で審議がなされるため、協議プロセスや議論の透明性・公平性を確保。



① 地域脱炭素化促進事業協議会の構成員例

- ・ 地方公共団体内の関係部局（許認可権者等含む）
- ・ 関係地方公共団体（許認可権者等を含む）
- ・ 国等の関係機関（許認可権者等を含む）
- ・ **有識者（自然環境、生活環境、気候変動等）**
- ・ **住民団体・地域コミュニティの代表者（自治会長等）等**
- ・ 産業団体（農林漁業・観光等）
- ・ **環境保全団体**
- ・ 再生可能エネルギー事業者団体
- ・ 金融機関
- ・ 地域脱炭素化促進事業者（オブザーバー）

② 協議会運営の方針

- ・ **協議会の公開の原則**
地域住民やその他利害関係者に対して、協議プロセスや議論の透明性・公平性を確保
- ・ **協議会のタイミング**
地域脱炭素化促進事業の事前協議や市町村が作成した促進区域を見直すタイミング等で開催
開催は事前に公表し、地域住民等に周知

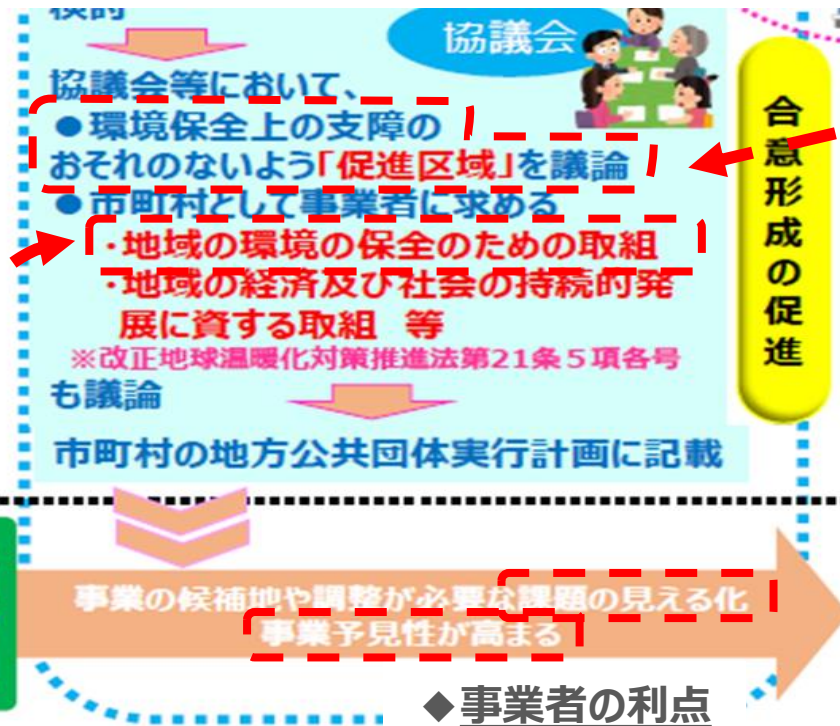
③ 市町村と地域における利点

- ・ 促進区域は、地域脱炭素化促進事業協議会の構成員である地域の代表者等と議論して設定することになり、認定地域脱炭素化促進事業は促進区域内で実施されるため、事業実施における**地域との合意形成が円滑に促される**

2. 地域脱炭素化促進事業について（6）

2-4. 地域脱炭素化促進事業の流れ（B：促進区域の設定と事業に求める環境保全の取組）

B 促進区域の設定は、国や道の基準に基づき、環境の保全等に関わる情報と市町村目標との整合性や地域のメリットデメリット等を総合的に判断して、関係者等との合意形成を経て設定。



① 促進区域の設定

- 前提条件**
市町村は、国の基準と定められている場合は道の基準に基づいて、促進区域を設定
- 促進区域となり得る区域（候補地）の検討**
環境保全や再生可能エネルギーポテンシャルに関する既存情報の収集・把握を行い、候補地を検討
- 促進区域となり得る区域における配慮すべき事項の確認**
環境保全以外の観点から考慮すべき事項について既存情報の収集・把握を通じて確認
- 促進区域等の検討**
収集・把握した情報と、市町村の再生可能エネルギーの目標、地域のメリットデメリット、促進区域のあり方等を総合的に判断して促進区域を検討
- 関係者・関係機関の洗い出しと合意形成**
調整や合意形成が必要な関係者・関係機関を整理し、抽出した対象の特性や地域性に応じて適切な方法を選定して、情報共有や意見交換を経て合意を形成

② 地域の環境の保全のための取組

- 促進区域の設定と並行して行うことが重要
- 市町村がこの取組に必要な調査等適切な措置を位置付けることで、**事業実施に適切な措置が講じられることを担保**
- 環境保全に関する専門的知見が必ずしも十分ではない点を踏まえ、ガイドライン等を参照し、施設の規模等に応じて検討することを推奨